

西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和6年2月1日(木)
午後2時00分～午後3時00分

場 所 西尾市役所5階 51会議室

議 題 議案第1号 西三河都市計画用途地域の変更(西尾市決定)について
議案第2号 西三河都市計画準防火地域の変更(西尾市決定)について
議案第3号 西三河都市計画高度地区の変更(西尾市決定)について

出席委員 嶋田喜昭 黒柳和義 本郷照代 藤井基夫 青山繁
牧千恵子 齋藤種治 朝岡市郎 手島とし子 外山好一
梅本雄司 森元宏 原田裕司 高須ゆき江

欠席委員 中根静夫

事務局 都市整備部長 吉田修二
都市計画課長 青山 光
都市計画課 主任主査 坂部 一
技 師 鈴木颯人

公開の有無 公開
傍聴人数 なし

<p>事務局</p>	<p>(開会) 午後2時00分</p> <p>皆様、お集まりになりましたので、ただ今から令和5年度第2回西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、梅本委員につきましては、他の業務終了後に出席との連絡をいただいておりますので、ご承知ください</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、嶋田会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>会長を仰せつかっております大同大学の嶋田でございます。</p> <p>本日は審議会を招集しましたところ、委員の皆様におかれましては公私ともご多忙の中、会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年ですが、元旦に能登半島で地震があり、その翌日には飛行機事故と前途多難なスタートとなりました。また、先日関ヶ原の地域では、大雪で名神高速がストップとなり何があるか分からないという事で私たちもリスクを考えて生活しないといけないと考えております。</p> <p>本日の議案は、西尾市の都市計画変更に係る、「西三河都市計画用途地域の変更(西尾市決定)について」、「西三河都市計画準防火地域の変更(西尾市決定)について」、「西三河都市計画高度地区の変更(西尾市決定)について」の3件が議案となっております。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議題に入らせていただきますが、審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、ここからは会長に議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただ今の出席者は委員定数15名のうち、13名で、過半数に達しており、審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、審議会運営要綱第6条第1項において「審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名が、これに署名するものとする。」と規定されておりますので、会議録署名委員を指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に齋藤種治委員、森元宏委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>

それでは、次第に基づきまして「2 議題」に入らせていただきます。

議案第1号「西三河都市計画用途地域の変更（西尾市決定）について」、議案第2号「西三河都市計画準防火地域の変更（西尾市決定）について」、議案第3号「西三河都市計画高度地区の変更（西尾市決定）について」は関連がございますので一括議題とさせていただきます、事務局より説明を求めます。

事務局

都市計画課長の青山でございます。よろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

説明に入る前に、事前に送付させていただいております、総括図につきましましては、本日の議案にて説明させていただく地区を確認していただくために配布させていただきましたので、随時ご覧ください。

それでは議案の説明をさせていただきます。議長から説明がありましたとおり、議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、同じ区域の地区もあり関連性があるため一括で説明をさせていただきます。また、説明させていただきます議案ごとに右下にページ番号を記載しておりますのでよろしくお願ひいたします。

はじめに、議案第1号 1ページをご覧ください。
「西三河都市計画用途地域の変更」についてでございます。
用途地域とは、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。
西三河都市計画用途地域の変更の提案理由としましては、不明確な用途地域境界線を見直すとともに、将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものであります。

2ページをご覧ください
西尾市全体の用地域別の面積を示した表となっております。
表中のカッコは変更前の面積、その上段が変更後の面積を示しており、上段の第一種低層住居専用地域ではカッコ内の約56.80haが変更前の面積となり、その上段の56.72haに変更となることを意味します。

なお、今回の変更により用途種類別の面積は増減しますが、西尾市全体の用途地域の合計面積につきましては変更ありません。

3ページをご覧ください。
用途地域の変更地区と変更概要になります。
今回の用途地域の変更地区は「熊味地区」から「下町上町地区」までの10地区となり、「都市計画道路廃止に伴う見直し」などの変更概要が記載してございます。

後ほど、地区ごとに説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

用途地域変更予定の地区を示した総括図となります。赤枠で囲われている箇所が用途変更をする区域となっております。

それでは、地区ごとに説明をさせていただきますので、5 ページをご覧ください。

用途地域の変更を予定する地区の新旧用途地域対照図で、左側が変更前、右側が変更後となっており、図中の黒色太線が都市計画道路となっております。

右下凡例にありますように、赤色の実線で囲った部分が用途地域を変更する区域でございます。

始めに、熊味地区となります。

本地区は、都市計画道路廃止に伴う見直しによる変更となります。左側変更前の図中央あたりを見ていただきますと、都市計画道路西尾口線の計画道路端から20mの距離の範囲で準住居地域を指定していますが、同路線の一部区間の廃止に伴い用途地域境界線の根拠の基準が無くなったことから、右側変更後の図のとおり主要地方道岡崎碧南線を新たな地形地物の基準として現道路端より25mの距離の範囲で準住居地域に変更するものです。

変更区域が分かり難いため、6 ページに拡大図を添付しております。上段が区域の西側、下段が区域の東側となり赤色で着色している区域が変更する区域となります。

7 ページをご覧ください。

一色地区となります。

本地区につきましても、都市計画道路廃止に伴う見直しによる変更となります。左側変更前の図中央あたりを見ていただきますと、都市計画道路荻原一色線の計画道路端から20mの距離の範囲で第一種住居地域を指定していますが、同路線の一部区間の廃止に伴い用途地域境界線の根拠の基準が無くなったことから、右側変更後の図のとおり一般県道荻原一色線を新たな地形地物の基準として現道路端より25mの距離の範囲で第一種住居地域に変更するものです。

8 ページをご覧ください。

山下地区となります。

本地区は、公共施設再整備による都市機能の更なる充実を図るとともに、都市基盤が整備された利便性の高い住環境の形成を図るため、第一種中高層住居専用地域を第二種住居地域に変更するものです。また、地区の西部及び南部は、土地地区画整理事業や開発行為等により、住居系を中心とした市街地が形成されていますので、周辺住宅地と連続した良好な住環境の形成を図るため、第一種中高層住居専用地域を第一種住居地域に変更するものです。

9 ページをご覧ください。

平坂地区となります。

本地区の用途地域境界線については旧名鉄三河線線路の中心線を基準として設定していますが、吉良吉田駅から碧南駅間が廃線となり、現在は隣接する工場の駐車場が整備されているため、駐車場用地の筆界を基準とし準工業地域から工業地域に変更するものです

10ページをご覧ください。

楠村地区となります。

本地区は、不明確な区域境界線の見直しによる変更となります。当該地区の第二種低層住居専用地域と第一種住居地域境界線において、用途地域境界線南端の境界点が不明確な境界点となっており、明確にするため筆界の折れ点に変更するとともに、青線で囲まれています天神前土地区画整理事業地内の区画道路を基準とした境界点を新たに設けて結ぶことで明確にし、一部の区域を第二種低層住居専用地域から第一種住居地域に変更するものです。

11ページをご覧ください。

上矢田地区となります。

本地区については、南北に通る都市計画道路田貫徳永線の整備が令和3年2月に完了しておりますので、道路沿道については隣接する連続した土地利用の誘導を図るため、第二種低層住居専用地域、準工業地域から第二種中高層住居専用地域に変更するものです。また、青線で囲まれています上矢田西山土地区画整理事業が令和3年度に完了しており、周囲を含め良好な住居環境を形成するため、準工業地域から第一種中高層住居専用地域に変更するものです。

12ページをご覧ください。

寺津地区となります。

本地区については、青線で囲まれています、寺津飛越狐塚土地区画整理事業が令和4年度に完了し、本地区及びその東側周辺地区は都市基盤が整備された住宅地の形成が見込まれるため第二種低層住居専用地域から第一種住居地域に変更するものです。

13ページをご覧ください

寄住地区となります。

本地区は令和5年4月に公表した西尾市都市計画マスタープランに都心拠点及び商業的土地利用を図る区域として位置付けておりますが、駅西側と比較して東側は商業的土地利用が少ないため、商業施設の充実や土地利用の高度化を図るため、近隣商業地域に変更するものです。

14ページをご覧ください。

矢曾根地区となります。

本地区は、工場が移転し、現在は大規模商業施設が立地しており、土地利用現況を踏まえ商業施設の充実や土地利用の高度化を図るため、工業地域から近隣商業地域に変更するものです。また、大規模商業施設の西側には、住宅等が立地しているため、周辺住宅地と連続した良好な住環境の形成を図るため工業地域から第一種住居地域

に変更するものです。

15ページをご覧ください。

下町・上町地区になります。

本地区は、現在、大規模商業施設が立地し、商業系の市街地が形成されており、土地利用現況を踏まえ商業施設の充実や土地利用の高度化を図るため、第一種住居地域、第二種住居地域から近隣商業地域に変更するものです。

16ページをご覧ください。

西三河都市計画用途地域の変更のスケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、令和5年7月13日と14日に近隣市町へ広域調整を行い、地権者への説明会を令和5年10月17日から10月29日にかけて7箇所で開催し、合計で369名の方に参加いただいております。

その後、県への事前協議を11月2日に行い、回答を12月7日に受け、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を12月11日から25日まで行いました。この縦覧による閲覧者は無く、意見書の提出はありませんでした。

今後の予定のスケジュールとしまして、本審議会の答申を受けまして、県知事への協議を経て3月下旬に都市計画変更の決定告示を行う予定です。

続きまして、準防火地域の変更について説明させていただきます。

議案第2号 1ページをご覧ください。

「西三河都市計画準防火地域の変更」についてでございます。

準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するために定める区域となります。

「西三河都市計画準防火地域の変更」の提案理由としましては、不明確な準防火地域境界線を見直すとともに、将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な準防火地域に変更するものであります。

なお、原則として商業系用途については地域の指定することや、現在指定されている地域については解除をおこなわないものとなっておりますので、原則に沿って見直しを進めております。

2ページをご覧ください。

西尾市全体の準防火地域の面積を示した表となっており、変更前面積約335haに対し、今回の変更により約44ha増え、約379haとなります。

3ページをご覧ください。

準防火地域の変更地区と変更概要になります。

今回の準防火地域の変更地区は「寺津地区」から「下町地区」の6地区となり、「不明確な境界線の見直し」など変更概要が記載してございます。

4 ページをご覧ください。

準防火地域変更予定の地区を示した総括図となります。
赤枠で囲われている箇所が準防火地域変更をする区域となっております。

それでは、地区ごとに説明をさせていただきますので、5 ページをご覧ください。

準防火地域の変更を予定する地区の新旧対照図で、左側が変更前、右側が変更後となっております。

右下凡例にありますように、赤色の実線で囲った部分が準防火地域を変更する区域で、右上がりの斜線でお示ししている地域が準防火地域となります。

始めに、寺津地区となります。

本地区は旧名鉄三河線、旧都市計画道路の廃止に伴い不明確な境界線となっておりますので、既存道路を基準とした境界線への見直しを行うとともに、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図るため変更するものです。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

平坂地区となります。

本地区は、旧名鉄三河線、旧都市計画道路の廃止に伴い不明確な境界線となっておりますので、既存道路を基準とした境界線への見直しを行うとともに、建築物の不燃化を促進し、安全で良好な住環境の形成、住工が共存する良好な環境整備を図るため変更するものです。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

山下・永吉地区となります。

本地区は、旧都市計画道路の廃止に伴い不明確な境界線となっておりますので、現在の都市計画道路及び既存道路を基準とした境界線への見直しを行うとともに、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図るため変更するものです。

10 ページをご覧ください。

矢曾根地区となります。

本地区は、議案第1号にて説明をさせていただきました、用途地域の変更を予定しており、現在は大規模商業施設が立地しています。近隣商業地域への変更に伴い、建築物の不燃化を促進し、安全な商業系市街地の形成を図るため変更するものです。

11 ページをご覧ください。

寄住地区となります。

本地区は、議案第1号にて説明をさせていただきました、用途地域の変更を予定しており、近隣商業地域への変更に伴い、建築物の不燃化を促進し、安全で良好な商業系市街地が形成され、都心拠点としての商業・業務を中心とした都市機能の強化を図るため変更するものです。

12ページをご覧ください。

下町地区となります。

本地区は、議案第1号にて説明をさせていただきました、用途地域の変更を予定しており、現在は大規模商業施設が立地し、商業系の市街地が形成されています。近隣商業地域へ変更に伴い、建築物の不燃化を促進し、安全な商業系市街地の形成を図るため変更するものです。

13ページをご覧ください。

西三河都市計画準防火地域の変更のスケジュールですが、議案第1号で説明させていただきました変更スケジュールと同様となっております。本審議会の答申を受けまして、県知事への協議を経て3月下旬に都市計画変更の決定告示を行う予定です。

なお、12月におこないました縦覧による閲覧者は無く、意見書の提出はありませんでした。

続きまして、高度地区の変更について説明させていただきます。

議案第3号 1ページをご覧ください。

「西三河都市計画高度地区の変更」についてでございます。

高度地区とは、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める都市計画で、本市では最高限度を定め制限をしております。

「西三河都市計画高度地区の変更」の提案理由としましては、都市計画道路の廃止に伴う用途地域（第一種中高層住居専用地域）境界線の変更に伴い併せ、高度地区（第1種）を変更するものであります。

2ページをご覧ください。

西尾市全体の高度地区の面積を示した表となっております。

今回の変更で第一種高度地区の面積が0.029ha減となりますが、表中の面積については増減がございません。

3ページをご覧ください。

変更地区と変更概要になります。

高度地区の変更地区と変更概要になります。

今回の変更地区は「熊味地区」で、変更概要は用途地域の見直しでございます。

4ページをご覧ください。

今回の高度地区の変更を予定する総括図となります。

赤枠で囲われている箇所が高度地区変更をする区域となっております。

それでは、5ページをご覧ください。

熊味地区となります。

高度地区の変更を予定する地区の新旧対照図で、左側が変更前、右側が変更後となっております。

右下凡例にありますように、赤色の実線で囲った部分が高度地区を

変更する区域で、右上がりの斜線でお示ししている地域が高度地区となります。
本地区は、議案第1号でご説明させていただきました、用途地域の見直しに伴い、第一種中高層住居専用地域の境界線見直しに合わせて第1種高度地区境界線の見直しを行い、第1種高度地区を変更するものです。
変更区域が分かり難いため、6ページに拡大図を添付しております。上段が区域の西側、下段が区域の東側となり赤色で着色している区域が変更する区域となります。

7ページをご覧ください。

西三河都市計画高度地区の変更のスケジュールですが、議案第1号で説明させていただきました変更スケジュールと同様となっております。本審議会の答申を受けまして、県知事への協議を経て3月下旬に都市計画変更の決定告示を行う予定です。

なお、12月におこないましたが縦覧による閲覧者は無く、意見書の提出はありませんでした。

以上、議案第1号、議題第2号、議題第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

議案第1号、議案第2号、議案第3号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は挙手をし、議長からの指名を受けてから発言をお願いいたします。

質疑はございませんか。

朝岡委員。

委員

複数お聞きします。

まず、用途地域の見直しについてですが、この変更はまちづくりに関しての計画が何かあってのものでしょうか。若しくは現況に合わせてのものでしょうか。計画あっての見直しでしたら、どのような計画であるかお示しいただきたいです。

続いて、熊味地区についてです。都市計画道路が廃止になり、現況道路の境界から25メートルへ変更になる事は承知しましたが、変更後の図面が二重線になっています。二重線の意味を教えてください。

続いて、楠村地区です。先程の説明で筆界の折れ点と、区画道路から30メートルの線を結んでいるとのことですが、境界が非常に曖昧ではないかと思えます。こちらは現地で分かるのでしょうか。もしくは道路や構造物等で境界が明確に出るのでしょうか。

また、寄住地区ですが、古い町並みの箇所を近隣商業地域へ変更

	<p>するとのことで、現況の用途地域と大幅に変わると思っています。それに対するまちづくりの計画が伴って変更を予定しているのか、ご回答いただきたいです。</p>
議長	<p>4点ありましたので、順に事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画課 坂部と申します。 用途地域について、まちづくりの計画があるか無いかの問いにつきましては、基本的には計画は無く、不明確な境界線からの見直しに伴う用途地域の変更となります。 資料の3ページをご覧頂くと、変更地区と変更の概要が掲載されております。熊味地区や一色地区のように都市計画道路の廃止に伴って変更するものや、土地利用の現況に合わせてのもの、山下地区のように、公共施設の再整備で生涯学習センターの整備を予定しておりますので、それに合わせた変更などがございます。</p>
委員	<p>都市計画道路や鉄道の廃止に伴って境界線が不明確になったためや、区画整理を実施したための用途地域の変更については全く疑義を持っておりません。それより、用途地域が住居地域から近隣商業地域に変更するとなると全くまちづくりが変わってしまいます。山下地区や寄住地区については境界線の見直しではなく用途地域の変更であります、まちづくりの計画があつての変更か、現況に合わせての変更なのでしょうか。例えば寄住地区については、まちの形態が変わってしまいますが何か計画があるか、駅に近く利便性が高いので変更するのか、その辺りをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>市としてまちづくりに積極的に乗り出していくというよりも、用途地域を変更することによって、商業施設の充実や土地利用の高度化を図ると都市計画マスタープランでも謳われており、商業的な街並みに誘導していきたいという意味で今回寄住地区について変更を考えております。</p>
委員	<p>大きいまちづくり計画があつて変更するわけではないという事ですか。</p>
事務局	<p>具体的な計画がある訳ではありません。</p>
委員	<p>続きまして、熊味地区の二重線はどのような意味ですか。</p>
事務局	<p>二重線につきまして、この区域の中が変更区域になります。</p>
委員	<p>変更前も二重線となっています。</p>
事務局	<p>区域の中が変更になるという示し方をさせていただいております。</p>
委員	<p>都市計画道路から20メートルの線と、現道から25メートルの</p>

	線が引かれているという事ですか。
事務局	はい。都市計画道路から20メートルの線と、現道から25メートルの線があり、その間の区域が変更になるという事になります。
委員	続けて、楠村地区についてですが、この道路の折れ点はここだけしか無いですか。
事務局	はい。筆で折れているのはここだけです。変更前の図面をご覧いただくと、現状は道路の不明確な点となっております。
委員	ここまで折れ点の無い道路は見たことが無いのですが、本当にここだけですか。
事務局	地番図を見ると、一点折れている箇所がありますので、そちらにさせていただきと考えております。現在は折れていない直線上の点を用途地域境界とさせていただいているので、そちらでは説明が難しいため、筆界の折れ点へ変更させていただきたいと考えております。
委員	筆界の折れ点と、反対側は道路境界から30メートルですが、その間の区間の境界は明確に出るのでしょうか。
事務局	説明させていただく際は、天神前土地区画整理事業の区画道路端から30メートルの点と筆界の折れ点を結んだ線が境界線と説明させていただきます。途中の区間について明記はありません。
委員	図上で説明することは容易ですが、例えば、折れ点と30メートルの途中に土地をお持ちの方が、建物を建築する際、第二種低層住居専用地域と第一種住居地域との境界線は出るのでしょうか。
事務局	図上で出して頂くこととなります。
委員	そうした場合、後で運営に困りませんか。
事務局	今までも、点と点を線で結んで境界線を出し、建ぺい率、容積率の計算をしていただいておりますので、特に問題は無いと考えております。
委員	ありがとうございます。
議長	確認ですが、議案第1号の9ページ平坂地区ですが、駐車場用地の筆界に変更とあります。準工業地域は近隣商業地域と隣接していますが、工場が多く立地しているのでしょうか。準工業地域は規制が緩く、様々な建築物が建ってしまうので、見直すのであれば、この機会に準工業地域を変更していただくことも考えていただくと良いと思います。

	<p>例えば11ページ上矢田地区も同様に、第一種中高層住居専用地域を取り囲むように準工業地域が残ります。土地利用は、順化していくことが、住環境を守る、交通を整理する上で重要になってくるので、上矢田地区のように準工業地域が残る事は環境的に良くないため、住居系、工業系、商業系の用途地域で固めていった方が良いと思いますので確認をさせていただきます。実際に家内工業等小さな工場が残っている地域であれば、建築物に合わせて準工業地域のままでも仕方がないと思いますが、そうでなければこのタイミングで見直しても良いのではと思いました。</p>
事務局	<p>9ページの平坂地区に関しましては、準工業地域の地区には小さな工場が点在しておりますので、今回は名鉄三河線廃止の変更のみとさせていただきます。11ページの上矢田地区についても、中央の第一種中高層住居専用地域の区域は区画整理に伴い、住居系に整備したことを理由に変更し、周辺地域については既存の工場が点在するため、今回の変更には含めておりません。</p>
議長	<p>土地区画整理事業で保留地を設けて、売却するとなると良い住環境にしておくことが理想ですが、既存の工場が確かにありますので仕方がないと思います。</p> <p>また、区画整理についてですが、11ページ、12ページの資料中には区画整理中と記載がありますが、進捗状況はいかがですか。</p>
事務局	<p>11ページ上矢田西山土地区画整理事業、12ページ寺津飛越狐塚土地区画整理事業については、どちらも完了しております。</p>
議長	<p>そうしましたら、12ページの寺津飛越狐塚土地区画整理事業地がかなり入り組んだ形となっておりますが、区画整理内の旧名鉄三河線跡地は現在道路になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在道路となっております。南側、準工業地域と第一種住居地域の境界まで旧名鉄三河線がありますが、そちらへ出られるような道路となっております。</p>
議長	<p>行き止まりのような構造の道路になっていないですか。</p>
事務局	<p>南側から進入し東側、北側に抜けられる道路があります。</p>
議長	<p>準防火地域について確認します。議案第2号の11ページです。市役所の北側は準防火地域にするとのことですが、市役所は既に防火地域となっているのでしょうか。市役所付近をどうされるのか気になりました。</p>
事務局	<p>図面の内、赤枠で囲ってある箇所が今回変更箇所、斜線の部分は既に指定されている箇所になります。従って、現在市役所の区域は準防火地域に含まれておりません。</p>

議長	市役所は準防火地域に含めないのでしょうか。
事務局	今回の見直し方針につきましては、むやみに区域を広げないこととしており、近隣商業地域に変更する箇所、都市計画道路等が廃止され説明のつかない箇所などを変更の対象とさせていただいております。そのため、変更の無い箇所に対して区域の変更は考えておりません。
議長	用途地域の変更箇所で準防火地域の指定を考えているという事でしょうか。
事務局	近隣商業地域については準防火地域に指定しなければならないため、変更させていただき、その他の地区については、説明のつかない地区を見直しさせていただいております。
議長	土地利用は連単しますので、細い生活道路ではなく、補助幹線等で区切った準防火地域を考えた方が良くと思います。
	続いて、縦覧についてですが、縦覧者数が0人は寂しいため、デジタル社会でもありますので、アナログ的な縦覧だけでなく、スマートフォンで市政案内をする、お知らせとしてホームページへ案内する等、縦覧だけでもしていただける方法が何かあれば良いと思いました。
事務局	縦覧については広報等でアナウンスさせていただいております、変更内容についてはホームページでも閲覧可能としております。又、説明会については、今回、変更する地区の地権者1,500名程へ開催案内を直接郵送させていただきました。その内369名の方に参加いただき、沢山のご意見をいただいておりますので、そちらを反映した形で手続きを進めさせていただきたいと思っております。
議長	他に意見はございますでしょうか。
	それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終了し、採決を行います。
	議案第1号、議案第2号、議案第3号原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	異議なしと認め、議案第1号、議案第2号、議案第3号は原案のとおり承認されました。
	本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。これもちまして、議長の任を解かさせていただきます。

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「3 その他」であります。全体をとおして何か質問等はございますか。</p> <p>黒柳委員より名浜道路について西尾市への要望がありましたが、本議案と関連がないため、発言については省略。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>特に無いようでありますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>事務局より1点連絡させていただきます。</p> <p>本日の議事録を事務局にて作成いたしました後、会議録署名委員に指名されました齋藤種治委員、森元宏委員におかれましては署名をいただきに、事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(閉会) 午後15時00分</p>